

今回の変更内容(2012年1月18日公開)

1/18 公開内容

電子申告応援スタンドアローン版			
1/18 VerUP	電子申告システム	H23.13	インターKXやネットワーク版をご使用の方は、クライアントセットのみ Ver.H23.13 に変更になります。
各アプリケーション(電子申告プログラム)の更新プログラム(連動アプリケーション)			
1/18 VerUP	法人税システム	H23.3.e5	更新の対象:H23.3

事前に「法人税システム H23.30」へのバージョンアップが必要です

事前に法人税システム Ver.H23.30(特別償却付表および地方税様式の改訂対応版)がセットアップされている必要があります。

CD からバージョンアップを行う場合は、1/18(水)発送開始の製品 CD が届いてから「法人税システム 電子申告更新プログラム(H23.3.e5)」のセットアップを行ってください。

電子申告システム H23.13、法人税システム H23.3.e5 の対応内容は本書にてご確認ください。

電子申告システム起動時に表示される「今回の変更点」画面から開くことができる「システムの変更点(PDFファイル)」の内容は、前回から変更ありません。(電子申告 H23.12 対応等の内容が表示されます。)([>参照](#))

以降は、応援スタンドアローン版の画面で説明をしています。



エプソンの会計ソフト
応援シリーズ

電子申告応援 スタンドアローン版 一括ダウンロード 2012.01.18 版

電子申告 更新プログラム				
New	2012/01/18 公開	法人税顧問 平成23年度(H23.3) 更新用	H23.3.e5	セットアップ
	2012/01/05 公開	給与応援Super 平成23年度(H23) 更新用	H23.1.e2	セットアップ
	2012/01/05 公開	法定調書顧問 平成23年度(H23) 更新用	H23.1.e1	セットアップ
	2012/01/05 公開	減価償却応援 (Ver.13.1) 更新用	13.1.e1	セットアップ
	2010/09/13 公開	財務応援Super (Ver.8) 更新用	8.3.e4	セットアップ
	2010/07/29 公開	内訳書・概況書顧問 (Ver.14) 更新用	14.0.e1	セットアップ
	-	所得税顧問 更新用		現在は提供していません。 (2012年1月下旬公開予定)

電子申告応援プログラム				
New	2012/01/18 公開	電子申告応援 平成23年度	H23.13	セットアップ

セットアップ 手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「電子申告 更新プログラム」をセットアップします。 2. 「電子申告応援プログラム」をセットアップします。 	詳しい手順をみる
--------------	---	--------------------------

1

電子申告システム H23.13 の対応内容

前バージョン (Ver.H23.12) で発生していた次のエラーを抑制しました。



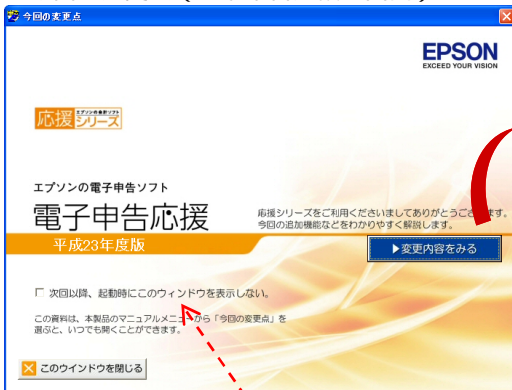
電子申告システム H23.12 へのバージョンアップ後、法定調書関係データの取り込み時や一括送信時において上記のエラーがまれに発生することがありました。(条件条件に規則性なし)

電子申告システム H23.13 ではこのエラーに対する問題のみを行っており、その他の機能についての変更はありません。

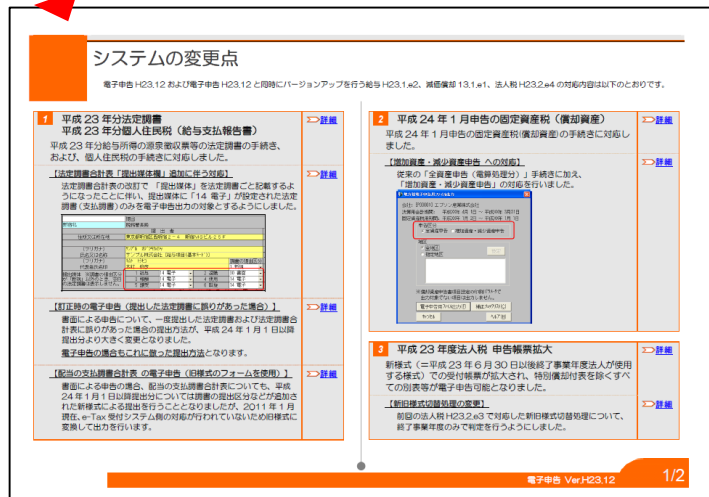
起動時に表示する「今回の変更点」(PDF ファイル)について (H23.12 から変更なし)

起動時に表示される「今回の変更点」画面から開くことができる「システムの変更点 (PDF ファイル)」の内容は、前回から変更ありません。(電子申告 H23.12 対応等の内容が表示されます。)

今回の変更点 (電子申告応援の画面)



電子申告システムH23.13でも、電子申告システムH23.12対応等の内容を記載したPDFが表示されます。



電子申告 H23.12 で「 次回以降、起動時にこのウィンドウを表示しない」にチェックを入れていた場合は、Ver.H23.13 バージョンアップ後もこのウィンドウは表示されません。(PDF の内容が Ver.H23.12 から変更がないため)

2

法人税システム H23.3.e5 の対応内容

法人税システム H23.3.0 では、特別償却の付表および地方税様式の改訂などに対応しました。
 法人税システム H23.3.e5 は、法人税システム H23.3.0 で作成した別表等の電子申告出力に対応しています。

2.1 法人税（国税）の電子申告ファイル出力について

法人税システム H23.3.0 で追加対応した「別表六(二十六) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」についても電子申告出力が行えるようになりました。

その他の別表等について、電子申告できる帳票範囲に変更はありません。



法人税システム H23.3.0 では「特別償却の付表」の様式改訂に対応しましたが、国税受付システム(e-Tax)では受付対象外帳票のため、これまでと同じく、別途郵送等による提出が必要です。

別表二 続柄 欄の確認

法人税システム H23.3.0 で、別表二の「続柄」欄の入力方法を変更しました。

旧バージョン（法人税システム H23.2.0）		本バージョン（法人税システム H23.3.0）																																																																																																						
任意文字の入力としていました。		電子申告用の続柄一覧を選択できるようにしました。																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">No.</th> <th rowspan="3">順位 株式数 議決権</th> <th colspan="4">判定基準となる株主等の株式数等の明細</th> </tr> <tr> <th colspan="2">判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者</th> <th colspan="2">株式数 被支配会社でない法人株主 株式数等 議決権の</th> </tr> <tr> <th>住所又は所在地</th> <th>氏名又は法人名</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>東京都杉並区板上市 1-2-3</td> <td>東京 一郎</td> <td>本人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>花子</td> <td>妻</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>春雄</td> <td>長男</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>秋雄</td> <td>次男</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2</td> <td>東京都新宿区橋本町 4-3-1</td> <td>鈴木 大助</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>3</td> <td>東京都目黒区栄田町 5-6-7</td> <td>山本 太郎</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		No.	順位 株式数 議決権	判定基準となる株主等の株式数等の明細				判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者		株式数 被支配会社でない法人株主 株式数等 議決権の		住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20	1	1	東京都杉並区板上市 1-2-3	東京 一郎	本人	0	2	1	〃	花子	妻	0	3	1	〃	春雄	長男	0	4	1	〃	秋雄	次男	0	5	2	東京都新宿区橋本町 4-3-1	鈴木 大助		0	6	3	東京都目黒区栄田町 5-6-7	山本 太郎		0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">No.</th> <th rowspan="3">順位 株式数 議決権</th> <th colspan="4">判定基準となる株主等の株式数等の明細</th> </tr> <tr> <th colspan="2">判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者</th> <th colspan="2">続柄 株式数 被支配会社でない法人株主 株式数等 議決権の</th> </tr> <tr> <th>住所又は所在地</th> <th>氏名又は法人名</th> <th>(電子申告) 印刷文字</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>東京都杉並区板上市 1-2-3</td> <td>東京 一郎</td> <td>本人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>花子</td> <td>配偶者</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>春雄</td> <td>長男</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>秋雄</td> <td>次男</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2</td> <td>東京都新宿区橋本町 4-3-1</td> <td>鈴木 大助</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>3</td> <td>東京都目黒区栄田町 5-6-7</td> <td>山本 太郎</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		No.	順位 株式数 議決権	判定基準となる株主等の株式数等の明細				判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者		続柄 株式数 被支配会社でない法人株主 株式数等 議決権の		住所又は所在地	氏名又は法人名	(電子申告) 印刷文字	19	20	1	1	東京都杉並区板上市 1-2-3	東京 一郎	本人	0	2	1	〃	花子	配偶者	0	3	1	〃	春雄	長男	0	4	1	〃	秋雄	次男	0	5	2	東京都新宿区橋本町 4-3-1	鈴木 大助		0	6	3	東京都目黒区栄田町 5-6-7	山本 太郎		0
No.	順位 株式数 議決権			判定基準となる株主等の株式数等の明細																																																																																																				
				判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者		株式数 被支配会社でない法人株主 株式数等 議決権の																																																																																																		
		住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20																																																																																																			
1	1	東京都杉並区板上市 1-2-3	東京 一郎	本人	0																																																																																																			
2	1	〃	花子	妻	0																																																																																																			
3	1	〃	春雄	長男	0																																																																																																			
4	1	〃	秋雄	次男	0																																																																																																			
5	2	東京都新宿区橋本町 4-3-1	鈴木 大助		0																																																																																																			
6	3	東京都目黒区栄田町 5-6-7	山本 太郎		0																																																																																																			
No.	順位 株式数 議決権	判定基準となる株主等の株式数等の明細																																																																																																						
		判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者		続柄 株式数 被支配会社でない法人株主 株式数等 議決権の																																																																																																				
		住所又は所在地	氏名又は法人名	(電子申告) 印刷文字	19	20																																																																																																		
1	1	東京都杉並区板上市 1-2-3	東京 一郎	本人	0																																																																																																			
2	1	〃	花子	配偶者	0																																																																																																			
3	1	〃	春雄	長男	0																																																																																																			
4	1	〃	秋雄	次男	0																																																																																																			
5	2	東京都新宿区橋本町 4-3-1	鈴木 大助		0																																																																																																			
6	3	東京都目黒区栄田町 5-6-7	山本 太郎		0																																																																																																			

電子申告(新様式の出力の場合)では、リストから選択した内容で電子申告を行います。(上の画面例では、上から、「本人」「配偶者」「長男」「次男」の出力となります。)



電子申告用の続柄一覧が使用されるのは新様式での電子申告のみです。旧様式での電子申告を行う場合は、従来と同じく「印刷文字」に入力した文字をそのまま電子申告します。



見直しが必要な例

例えば、次のように「〃」などの文字を使用しているケースは見直しが必要です。

No.	順位 株式数 議決権	判定基準となる株主			
		判定基準となる株主（社員） 及び同族関係者		続柄	
		住所又は所在地	氏名又は法人名	(電子申告) 印刷文字	
1	1	東京都杉並区板上市 1-2-3	東京 一郎	本人	
2	1	〃	花子	配偶者	
3	1	〃	春雄	子	
4	1	〃	秋雄	その他	

この例の場合、法人税システムでの印刷では「〃」が使用されるため問題ありませんが、電子申告では「その他」として出力されることとなります。

2.2 法人地方税の電子申告ファイル出力について

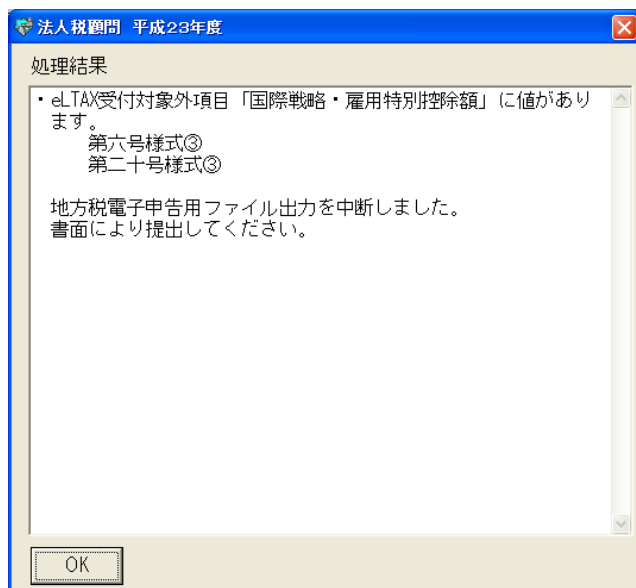
eLTAX 側に変更がないため、電子申告システムでは旧様式のままの帳票プレビューとなります。



法人税システム H23.30 で対応した新様式については、平成 24 年 3 月中旬以降に受付が可能となる予定です。(eLTAX ホームページに案内があります。)
したがって、eLTAX が対応するまでの間は、所要の読み替えを行った上で、従来手続き(旧様式)により電子申告を行うこととなります。

「国際戦略・雇用特別控除額」に金額がある場合(制限事項)

第六号様式および第二十号様式に追加された「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」に金額がある場合は、次の処理結果を表示して電子申告ファイル出力を行いません。

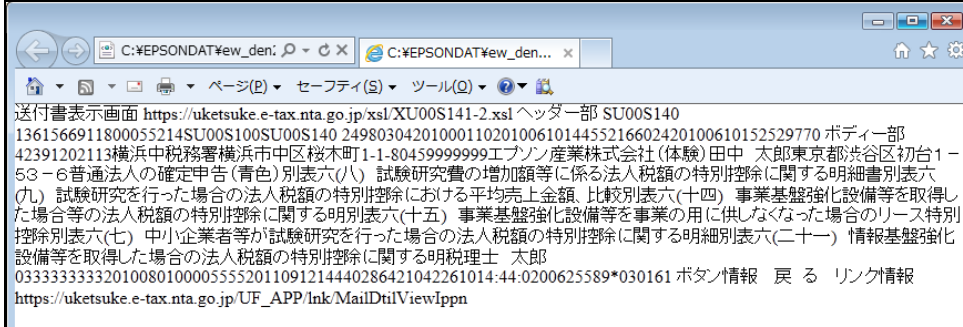


「国際戦略・雇用特別控除額」については、旧様式に読み替え可能な項目が存在しないため、電子申告による提出は行えません。
また、第六号様式、第二十号様式は、それぞれが主様式にあたるためこの帳票以外の帳票の電子申告もできません。
「国際戦略・雇用特別控除額」に金額がある場合は、書面による提出を行ってください。

3

Internet Explorer 9 での送付書表示について（参考）

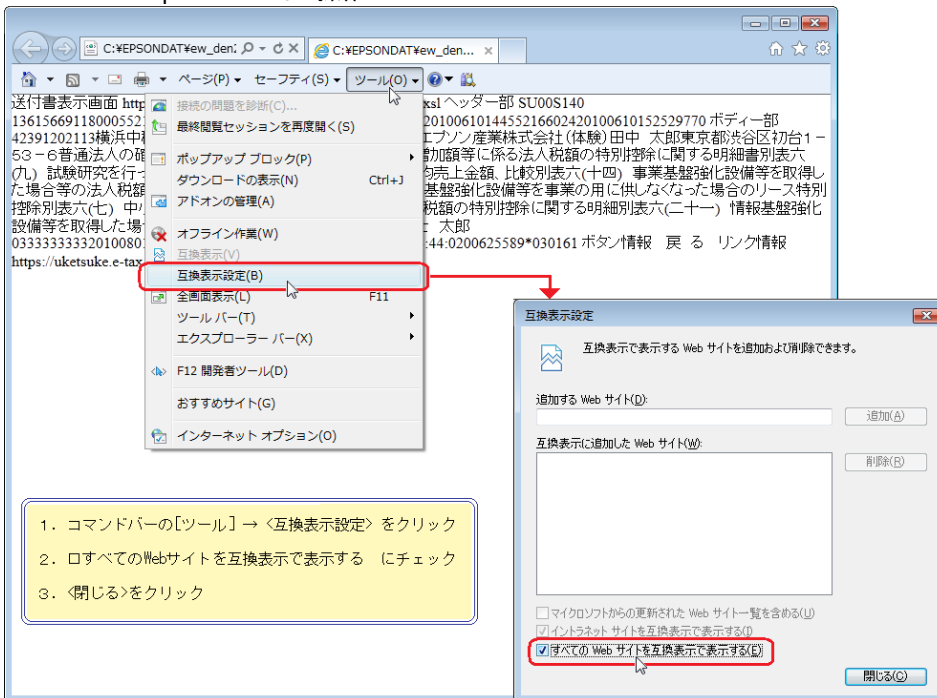
Internet Explorer 9 では、国税受付結果詳細画面からの「送付書表示」を行ったときに送付書が正しく表示ができないことを確認しています。（下画のような表示になります）



本バージョンにおける回避策

一時的な回避策として「互換表示」にすることにより、正しく表示を行うことができます。

Internet Explorer 9 での操作



本件については、次回 H23.20（2012 年 1 月下旬リリース予定）にて、正しく表示できるような対応を行う予定です。

本バージョンにおいては、Internet Explorer 8 以前をお使いいただきますようお願いいたします。

以上